

看護職員修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第14号

看護職員修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

看護職員修学資金貸付条例施行規則（昭和37年岩手県規則第69号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(規則で定める施設等)</p> <p>第1条の3 条例第2条第4号サの規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち乳児院、<u>知的障害児施設(児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第48条第3号に規定する第二種自閉症児施設に限る。)</u>、<u>肢体不自由児施設(児童福祉施設最低基準第68条第3号に規定する肢体不自由児療護施設に限る。)</u>及び情緒障害児短期治療施設</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) 介護保険法第42条の2第1項本文の指定に係る同法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業(同条第17項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第19項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第20項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業に限る。)を行う事業所</p>	<p>(規則で定める施設等)</p> <p>第1条の3 条例第2条第4号サの規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち乳児院、<u>児童発達支援センター(主として重症心身障害児(同条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。))を通わせるものに限る。)</u>及び情緒障害児短期治療施設</p> <p>(2) <u>児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のうち、同法第21条の5の2第1号に掲げる児童発達支援を行う事業所(主として重症心身障害児を通わせるもの)に限り、同法第7条第1項の児童発達支援センターであるものを除く。)</u></p> <p>(3) <u>児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設(主として自閉症児(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第49条第1項に規定する自閉症児をいう。))又は肢体不自由(同法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。))のある児童を入所させるものに限る。)</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) 介護保険法第42条の2第1項本文の指定に係る同法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業(同条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護、同条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び同条第22項に規定する複合型サービスを行う事業に限る。)</p>

<p>(9) [略]</p> <p>(10) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第7項に規定する生活介護及び同条第14項に規定する自立訓練（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）に限る。）に限る。）を行う事業所</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p>	<p>を行う事業所</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第7項に規定する生活介護及び同条第13項に規定する自立訓練（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）に限る。）に限る。）を行う事業所</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。